

## 千葉県神崎町 発酵の里 有機農業実施計画

### 1. 市区町村

神崎町

### 2. 計画対象期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日

### 3. 対象市区町村における有機農業の現状と5年後に目指す目標

#### ア 有機農業の現状

- ・経営耕地面積745ha（農林水産統計）
- ・農業経営体数134経営体（2020農林業センサス）
- ・有機農業に取り組んでいる面積20.96ha（環境保全型農業直接支払交付金令和5年度有機農業の取組対象面積）
- ・有機農業取組農業経営体数10経営体

#### イ 5年後に目指す目標

目標年度：令和10年度

成果目標

- ・有機栽培のうち水稻の面積：10ha（令和4年度：8.3ha）
- ・小中学校の学校給食への有機米提供：全量4,500kgうち3,600kg以上（令和4年度：取組なし）  
〈波及効果〉

有機栽培の面積増加と安定的な販売先である学校給食等での利用促進により、農業者の経営安定に資することができる。また、有機農産物と町のコンセプトである発酵を生かすことで、町と地域農業のブランド化につながる。

### 4. 取組内容

#### ア 有機農業の生産段階の推進の取組

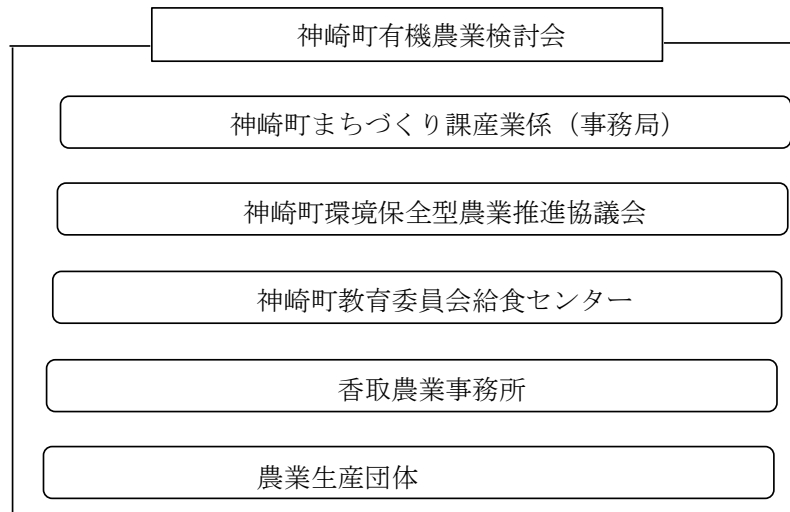
- ・生産者における生産技術等の向上のため、先進地視察や栽培技術の情報提供を行い、新規就農者や慣行栽培から有機栽培への転換に取り組む農業者の支援に努める。
- ・神崎町役場の屋上にGNSS固定基地局が設置されており、自動運転機能を搭載したスマート農機の導入がしやすい環境にあることから、スマート農業技術を活用した栽培管理を推奨していく。水稻作においては、GPS連動直線キープ田植機や自動運転田植機を使用し移植したほ場において、除草機のアタッチメントに交換し除草を行うことにより、精度の高い本田畝間除草の取り組みをすすめていく。また遠隔水管理システムを利用した水管理による雑草の抑制についても検証していく。畑作物についてはオートステアや直線キープ機能を搭載したトラクターを、マルチ張りや播種から管理段階まで一貫して使用することにより、水田作と同様に効率的かつ精度の高い雑草防除技術を推奨していく。

#### イ 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組

- ・有機農産物の町内小学校等への学校給食活用により、有機農業者の安定的な消費と、子どもたちの健康と環境への関心といった食育活動を推進する。
- ・道の駅等へ有機農産物コーナーを設置し、有機農産物の地産地消による販売数量の増加を図る。また生産者の紹介等を作成・設置することで、有機農業に対する消費者理解を促進する。
- ・有機栽培された有機農産物について、新たな商品を開発することで、消費者に対し神崎産有機農産物の認知度向上を図る。
- ・有機農業者の販路拡大に向け、オーガニックマルシェ等に出店し、町外への販路を開拓する。

## 5. 取組の推進体制

### ア 実施体制図



### イ 関係者の役割

- ・ 神崎町まちづくり課産業係  
計画の遂行に向けた総合調整を実施する。
- ・ 神崎町環境保全型農業推進協議会  
有機農業の生産者として、栽培技術や販路拡大に関しての情報交換等を行い、有機農業取組面積の拡大と、良品質な作物栽培を図っていくとともに、学校給食への供給に関して調整を進める。
- ・ 神崎町教育委員会学校給食センター  
生産者と連携し、学校給食の食材の有機転換を進めるとともに、子どもたちの健康と環境への関心といった食育活動を推進していく。
- ・ 香取農業事務所  
生産段階における技術指導や情報提供のほか、事業全般にあたっての助言を行う。
- ・ 農業生産団体  
学校給食の有機米供給に向けた取り組みをはじめとし、有機農産物作付けの拡充を進める。

## 6. 資金計画

別紙のとおり

## 7. 本事業以外の関連事業の概要

- ・ 環境保全型農業直接支払交付金（国庫）  
国・県・町連携による環境保全型農業を実施する農業者等への補助。
- ・ 神崎町担い手育成支援事業補助金（町単）  
色彩選別機や紙マルチ田植機、除草機といった、環境負荷低減に効果のある農業機械導入のほか、複合的に利用することができるスマート農機の導入補助。
- ・ 神崎町緑肥作物土づくり事業補助金（町単）  
化学肥料低減と、高品質な作物栽培を推奨するため、緑肥の作付けを行った農業者に対して、種子購入費の補助を行う。

## 8. みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について

2050年までに耕地面積に占める有機農業の割合を25%とする、みどりの食料システム戦略の目標に向けて、本計画に基づき有機農業取組農家数と面積の拡大を図っていく。

## 9. その他（達成状況の評価、取組の周知等）

環境保全型農業直接支払交付金の取組面積や、生産者への聞き取りなど情報収集を行い、事業の進捗状況を確認していく。また、聞き取りになどにおいて、作付け段階や販路において障害となっていることなどを把握し、関係団体と連携し随時改善を図っていく。  
取組の周知に関しては、町ホームページや広報紙、SNSなどを利用し、情報発信を図っていく。